

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

栗橋グループホーム翔裕園

重要事項説明書

当事業所（以下「ホーム」という）はご契約者に対して認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）（以下「介護サービス」という）を提供します。ホームの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいを次の通り説明します。

※ 当ホームへの入居は、要介護認定の結果「要支援 2 または要介護状態」と認定され、かつ認知症の状態である方が対象です。

1 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 元気村
所在地	〒365-0039 埼玉県鴻巣市東 1-1-25
電話番号	048-544-0880
代表者氏名	理事長 神成 裕介

2 ホーム概要

ホームの名称	栗橋グループホーム翔裕園
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
介護保険指定番号	1171100793
所在地	〒349-1105 埼玉県久喜市小右衛門 951-5
電話番号	0480-55-2024
開設年月	平成 16 年 6 月 1 日
管理者氏名	藤田 良一

3 ホームの職員体制（2ユニット分）

	人数	主な業務内容	その他
管理者	1	事業所の従業員・業務の管理	介護従事者を兼務
計画作成担当	2	介護計画の作成	介護従事者を兼務
介護従事者	13名 以上	介護サービスの提供	
看護師	1	体調管理・受診の指示	

※併設施設・・・老人保健福祉施設 栗橋ナーシングホーム翔裕園

4 設備の概要 (1ユニットあたり) ×2ユニット

設備の種類	数	面積	設備の種類	数	面積
食堂兼居間	1室	103.25 m ²	居室	9個室	14.14～16.02 m ²
浴室	1室	6.60 m ²	洗濯室兼脱衣室	1箇所	7.26 m ²
便所	4箇所 (うち車椅子用1箇所)		スタッフルーム	1箇所	17.36 m ²
定員：9名					

5 サービス内容

①介護計画

計画作成担当者と介護従事者が協議のうえ介護計画を立案し、ご入居者およびそのご家族に説明し、同意をいただき交付します。

②食事

- ・ 栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の残存能力を考慮して自立支援のため、食事作りに加わっていただく機会を多く持ちます。
- ・ 食事時間は制限いたしません。おおよその目安は、

朝食 7:00～
 昼食 12:00～
 夕食 18:00～

③入浴

ご入居者のご希望に応じ、原則として毎日入浴していただけます。ただし、ご入居者の状態に応じ、清拭や入浴中止となる場合があります。

④機能訓練

ご契約者の心身等の回復を図る「生活リハビリ」を中心に機能訓練活動を行います。

⑤生活サービス

日常生活上の世話（離床・着替え・整容・掃除・洗濯等）を、ご契約者の能力に応じ、て援助します。

⑥健康管理

日々、バイタルチェックを行い健康管理に努めます。また、緊急時必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。

⑦緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先にご連絡いたします。

⑧その他サービス

- ・ 理美容サービス

ご希望の方は、当ホームにて理美容サービス（外部業者）を実施しております。

料金は別途かかります。

- ・ 訪問診療サービス

医療上必要な場合は、訪問診療サービスが行われます。医療費は別途実費をご負担頂きます。

【訪問診療】南栗橋脳神経クリニック

住所：久喜市南栗橋1丁目2-1 SKYビル2階／電話：0480-55-1141

6 ご利用料金 お支払いいただく料金の単価は以下のとおりです。

【地域加算】

所定単位数に当施設の所在地（久喜市）が該当する6級地単価（10.27円）をかけて算定いたします。

要介護度	単位	1割/日	2割/日	3割/日
要支援 2	749	769円	1,538円	2,307円
要介護 1	753	773円	1,546円	2,319円
要介護 2	788	809円	1,618円	2,427円
要介護 3	812	833円	1,667円	2,502円
要介護 4	828	850円	1,700円	2,551円
要介護 5	845	867円	1,735円	2,603円

*自己負担額の算定には小数点以下が含まれますが、小数点以下は切り捨てとなります。

*退居時には、原状回復のための補修費用等に要した実費をお支払いいただきます。

【実費負担】

実費項目	月額(30日利用)	日額
① 居住費（家賃） 但し、新規入居してから 60日間は、月額100 円とする	54,000円	1,800円
② 食材料費（30日間として）	43,200円	1,440円 (朝・320円、昼・620円、夕・500円)
③ 水道光熱費	24,000円	800円
④ 共益費 (トイレットペーパー、共用部電球 洗剤、エレベータ保守料等)	16,500円	550円
⑤ その他費用	理美容費 1,500円/回（希望者のみ）	
右記は実費となります（介護 請求書に「生活雑費」として料 金に追加されます）。	医療費・薬代（保険適用時の実費）・おむつ代 個人の生活雑貨費・行事参加費（その都度ご案内いた します）	

【加算】

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

加算項目	内容	単位	日額		
			1割	2割	3割
初期加算	入居した日又は30日を超える入院から帰園した日から30日以内の期間算定	30/日	30円	61円	92円
サービス体制強化加算Ⅰ	いずれかに該当で算定 介護福祉士割合70%以上配置 勤続10年以上介護福祉士割合25%以上	22/日	22円	45円	67円
サービス体制強化加算Ⅱ	介護福祉士割合60%以上で算定	18/日	18円	36円	55円

サービス体制強化加算Ⅲ	いずれかに該当で算定 介護福祉士割合 50%以上 常勤職員 75%以上 7年以上勤務者が 30%以上配置で算定	6/日	6円	12円	18円	
若年性認知症利用者受入加算	40歳以上 65歳未満の若年性認知症のケースを受け入れた場合算定	120/日	123円	246円	369円	
退居時相談援助加算	退居後居宅・在宅サービスを利用する場合、生活相談を行った場合に算定	400/回	410円	821円	1,232円	
看取り介護加算	死亡日以前 31日以上 45日以下に算定	72/日	73円	147円	221円	
	死亡日以前 4日以上 30日以下に算定	144/日	147円	295円	443円	
	死亡日の前日及び前々日に算定	680/日	698円	1396円	2095円	
	死亡日に算定	1280/日	1314円	2629円	3943円	
医療連携体制加算 (I) イ	事業所の職員として看護師を常勤換算で 1名以上配置 (事業所の職員が准看護師のみの場合は外部の医療機関と連携する)	看護師と 24時間連絡体制を確保した場合 重度化した場合の対応指針を定め、家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること	57/日	59円	117円	176円
医療連携体制加算 (I) ロ	事業所の職員として看護職員を常勤換算で 1名以上配置 (事業所の職員が准看護師のみの場合は外部の医療機関と連携する)		47/日	48円	97円	145円
医療連携体制加算 (I) ハ	事業所職員もしくは、外部の訪問看護ステーションなどと連携し、看護師を 1名以上配置している		37/日	38円	76円	114円
医療連携体制加算 (II)	医療連携体制加算 (I) のいずれかを算定している算定日の属する前 3 月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が 1 人以上であること 1.喀痰吸引 2.経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養 3.呼吸障害等により人工呼吸器を使用 4.中心静脈注射 5.人工腎臓 6.重篤な心機能障害、呼吸器障害等により常時モニター測定を実施 7.人工膀胱又は人工肛門の処置 8.褥瘡に対する治療 9.気管切開が行われている状態 10.留置カテーテルを使用 11.インスリン注射	5/日	5円	10円	15円	
入院時費用	入院後 3 カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受入れ態勢を整えている場合	246/日	252円	505円	757円	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合	30/月	30円	61円	92円	
生活機能向上連携加算(II)	訪問/通所リハビリ事業所やリハビリを実施している医療提供施設の医師や理学療法士が事業所を訪問して計画作成担当者と共同で個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を計画的に実勢している場合	200/月	205円	410円	616円	
生活機能向上連携加算(I)	訪問/通所リハビリ事業所やリハビリを実施している医療提供施設の医師や理学療法士助言に基づき計画作成担当者が個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を計画的に実勢している場合	100/月	102円	205円	308円	
栄養管理体制加算	管理栄養士(外部との連携含む)が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行う	30/月	30円	61円	92円	
科学的介護推進体制加算	①入居者毎の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等、基本情報を厚生労働省に提出 ②サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用している いずれの要件も満たしている	40/月	41円	82円	123円	
認知症チームケア推進加算 (II)	①事業所または施設における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上 ②対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアをしている ③認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている。 ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護	120/月	123円	246円	369円	

	職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる				
退居時情報提供加算	医療機関へ退居する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者1人につき1回限り算定	250/回	256円	513円	770円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	①利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行っている ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行う	10/月	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている	5/月	5円	10円	15円
新興感染症等施設療養費	入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回連続する5日を限度で算定	240/日	246円	492円	739円
協力医療機関連携加算	①入居者等の症状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保	100/月	102円	205円	308円
協力医療機関連携加算	上記以外の場合	40/月	41円	82円	123円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	国の定める要件に応じ、該当月の総単位数に応じて算定	18.6%			

- *1 入居期間中に入院またはご自宅等に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金(入院中は発生いたしません)、及び居住費と共益費の全額、ならびに食材料費及び水道光熱費の日割り分をお支払いいただきますのでご了承ください。
- *2 月の途中で入退居された場合は、居住費、食材料費、水道光熱費、共益費の月額を入退居日より日割り計算にて申し受けます。
- *3 介護保険関連法令の改正等により料金を変更する場合は、事前にご説明し、ご了承いただきます。

7 支払方法

原則として毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、月末日までにお支払ください。お支払方法は、銀行振込・ゆうちょ銀行での引き落としとしてお願いいたします。尚、銀行振込にてお支払いいただく場合には振込手数料が必要となりますが、ご入居者の負担とさせていただきます。

8 入居中の医療の提供について(協力医療機関)

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診察を受けることが出来ます。(但し次項医療機関での優先的な医療を保証するものではありません。また、次項医療機関での診療を義務づけるものでもありません。)

医療機関名	住所	連絡先
済生会加須病院	埼玉県加須市下高柳 1680	0480-70-0888
歯科 小林医院	埼玉県久喜市栗橋東 1-7-13	0480-52-2275

9 ホームを退居していただく場合（契約終了について）

(1) 当ホームとの契約では契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当ホームとの契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。（契約書第 14 条参照）

- ① 介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援 1 と判定された場合
- ② ご契約者が連続して 30 日間以上病院または診療所に入院が見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ③ ご契約者が指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ⑤ ホームの滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスが不可能となった場合
- ⑥ 当ホームが介護保険の指定を取り消された場合または、指定を辞退した場合
- ⑦ ご契約者からの退居の申し出があった場合
- ⑧ 事業所から退居の申し出を行った場合

(2) ご契約者から退居の申し出（契約解除）（契約書 15 条参照）により退居していただく場合、契約の有効期限内であっても、退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する前日までに契約解除届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、ホームを退居することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められた場合
- ④ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(3) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）
以下の事項に該当する場合には、当ホームから退居していただくことがあります。

- ① ご契約者の自己都合により、サービス利用料金の支払を 2 ヶ月以上滞納し、催告にもかかわらず 7 日以内に支払われない場合
- ② ご契約者が故意または過失により事業者または、サービス従業者もしくは他の利用者等の生命・精神・財物・信用等を傷つけ、または著しい不正行為を行うことよって本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ③ ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重大事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な

事情を生じた場合

- ④ 事業者は、やむを得ない事情がある場合、契約者に対して、30日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

10 当ホームのサービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、ご入居者の認知症状の進行を緩和し、ご入居者にとって当ホームが自らの生活の場であると実感できるよう、ご入居者の心身の状況にあわせて適切なサポートを提供いたします。またご入居者の社会的孤立感の解消、および心身機能の維持に配慮します。さらに提供するサポートが漫然かつ画一的なものとならないようおこないます。

事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご入居者またはそのご家族に対し、介護サービスの提供方法について理解しやすいように説明いたします。

また、ご入居者に関する介護以外の日常生活に関するご相談についても対応いたします。

重度化対応・終末期ケア対応指針

1. 目的

グループホームの入居者が、病状の重度化や加齢により衰弱し、人生の終末期の状態になっても、なじみの関係で生活を維持し、そして本人が望む場所で最後まで暮らしていくことができるように、医療関係者、家族等と協力し、対応してまいります。

2. 重度化した状態、終末期の判断

主治医の判断が基本である。主には、①がんの終末期、②多様な疾患の重度化、③老衰、④その他です。

3. 基本的な姿勢

病状が重度化した入居者、あるいは人生の終末期の入居者が、疼痛や苦痛がなく、本人、家族等が望むような人生の過ごし方ができ、グループホームでの生活が継続できるように、そしてグループホームで死が迎えられるように最大限の対応を致します。

4. 医療連携

・主治医との連携

主治医の指示、指導のもと、必要な医療を行いながら、時に入院による病院での医療とも連携致します。

・訪問看護ステーションとの連携

主治医と連携しながら、必要な医療を行いつつ、生活の継続を重視して、入居者の苦痛が少なく、心地よい状態で生活できるようにしてまいります。

・地域の多様なサービスとの連携

がんの終末期ケアでは、疼痛等緩和ケアは必須で、地域の薬剤師（調剤薬局との連携）、歯科医との連携、栄養士による栄養指導等、必要に応じて多様な専門職との連携で対応いたします。

5. 家族等の信頼、協力関係

グループホームでの重度化、終末期の対応を行っていくためには、家族等の信頼、協力関係は欠かせない。家族等と一緒に住んで入居者本人が満足するような看取りの支援をしてまいります。

6. 職員の教育、研修

医療関連専門職との連携で、重度化、終末期ケアが充実するように、職員教育、研修に務めていく。また、家族等の意向を重視した密な連携をもつことができるように努力致します。

(2) 事業所利用にあたってご留意いただく事項

・面会

原則 8 時～20 時となります。ただし、ご入居者の状態により、一時的に面会時間をご相談させていただく場合がございます。

・外出、外泊

ご家族同伴で外出・外泊は自由にできます。その際には職員にお声掛けください。

・設備、器具の利用

施設内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。

・飲酒、喫煙

喫煙は所定の場所をお願いいたします。飲酒も基本的に自由ですが、ご入居者の状態により、喫煙、飲酒量を職員により限定させていただく場合がございます。

・金銭、貴重品、所持品の持ち込み

詳しくは職員にご相談ください。

・宗教、政治活動

ホーム内での他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

・ペット

ペットの持ちこみおよび飼育はお断りします。

1 1 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、当ホームは下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

保 険 名：総合補償

1 2 緊急時の対応方法

ご入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先（第1連絡先）	
氏名	
住所	
電話番号（携帯）	（ ）
続柄	
勤務先名（TEL）	（ ）

緊急連絡先（第2連絡先）	
氏名	
住所	
電話番号（携帯）	（ ）
続柄	
勤務先名（TEL）	（ ）

緊急連絡先（第3連絡先）	
氏名	
住所	
電話番号（携帯）	（ ）
続柄	
勤務先名（TEL）	（ ）

1 3 非常災害対策

当事業所は非常災害に関する具体的な計画をたて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練をおこなうものとします。

1 4 サービス内容に関する相談・苦情

① 当ホームご入居者相談・苦情担当

担当 藤田 良一

電話番号 0480-55-2024

② その他

当ホーム以外に、次の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・埼玉県国民健康保険団体連絡会 介護福祉課 苦情対応係 相談窓口

電話番号 048-824-2568

所在地 さいたま市中央区大字下落合 1704 番「国保会館」

- ・久喜市役所介護保険課

電話番号 0480-22-1111

所在地 久喜市下早見 85-3

1 5 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無

有

無

直近の実施日	令和7年2月19日
評価機関名称	株式会社 シーサポート
評価結果の開示	ホームページに公開 https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokekka.nsf/aOpen?OpenAgent&JNO=1171100793&SVC=0001096&BJN=00&OC=01

個人情報の利用目的と情報提供

認知症対応型共同生活介護栗橋グループホーム翔裕園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[グループホーム内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供